

電気事業法施行令の一部を改正する政令案要綱

1 電気工作物から除かれる工作物に関する規定の整備

装備移転船舶に設置される工作物の一部を電気工作物から除外する。(第一条関係)

2 施行期日

この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。(附則関係)